

●被災者会費減免制度 申請方法の変更について●

令和3年3月に共済制度規程が改定され、共済制度規程細則が制定されました。それに伴い、申請方法が変更となりました。これまで被災者が都道府県技師会に申請用紙を提出し、都道府県技師会会長印を押印したものを日臨技事務局へお送りいただいていたのですが、被災者が直接日臨技へ申請するようになります。また、理事会での審議の結果は、これまで通り被災者と都道府県技師会へ通知いたします。詳細は以下をご確認下さい。

なお、「日臨技共済制度」につきましては、日臨技ホームページやJAMTマガジン7月号に掲載いたします。こちらも併せてご確認くださいませようようお願い致します。

被災者会費減免制度とは・・・

地震、台風、水害等の天災地変により経済的損失を被った会員を対象とする会費減免制度で、いただいた申請を審議し、理事会より承認された事業年度の翌年度の会費を免除します。

旧災害共済金及び会費減免（旧制度）

地震・台風・水害等の天災・地変により損害を被った事例に対し、その損害程度によって共済金（A：10万円、B：5万円、C：2万円）を支給。A判定の会員にのみ翌年度の年会費を減免（免除）。

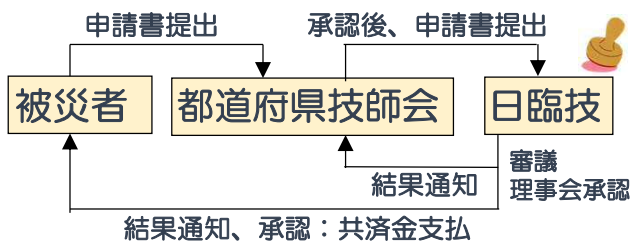
《申請書類》

- ・被災会員届出用紙
- ・会費減免申請書
- ・罹災証明書（当該市町村発行）



変更

《申請方法》



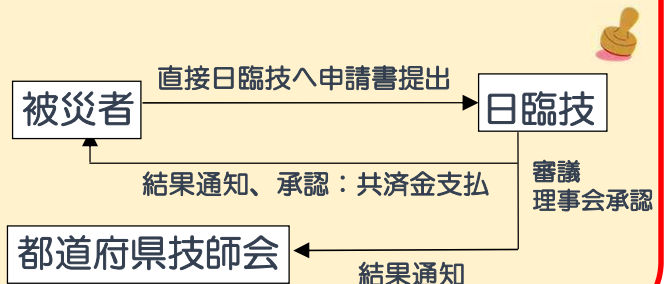
被災者会費減免制度（新制度）

地震、台風、水害等の天災地変により経済的損失を被った者を対象とし、すべての被災会員の翌年度年会費を減免する。共済金（A・B・C）の支給を廃止。

《申請書類》

- ・会費減免申請書
- ・罹災証明書（当該市町村発行）

《申請方法》



（新） 共済制度規程細則

- 第4条 会費減免は、地震、台風、水害等の天災地変により経済的損失を被った者を対象とする。
- 2 本条の会費減免措置の申請を行う場合は、被災日翌日から2年以内に、様式1の会費減免申請書及び会員の居住する自治体の発行する罹災証明書をこの法人の事務局に提出するものとする。この法人は、当該申請を承認した場合、申請があった事業年度の翌年度の会費を減免する。

共済制度規程及び共済制度規程細則については、会員専用サイトよりご確認ください。

